

さんぶの森避難所運営委員会運営会則 (Rev. A)

(目的)

第1条 大規模な災害の発生に備え、自助・共助・公助の役割分担と連携により、避難所の存する地域の住民が、主体的にさんぶの森中央会館避難所（以下「避難所」という。）の開設・運営が円滑に行われることを目的として、さんぶの森避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 運営委員会は、次に掲げる者の中から構成する。

- (1) 山武地区に居住又は在勤する者（以下「地域住民」という。）のうち、避難所の開設・運営への協力意志を有する者
- (2) 施設管理者（運動公園管理事務所所長）若しくは施設管理者が指定する者（以下「施設管理者」という。）
- (3) 市災害対策本部から派遣される避難所担当職員
- (4) 市及び運営委員会で承認した地域活動団体及びボランティア団体等
- (5) 災害時において、避難者の中から選出された避難者の代表及び避難所運営の従事する者（以下「避難者代表」という。）

(地域住民の責務)

第3条 地域住民は区・自治会及び自主防災組織等を中心に、平常時から避難所生活に関する事項について運営委員会と連携し、災害時には、運営委員会により避難所を開設する必要がある場合、避難所運営に関し積極的に協力するとともに、避難所のルールを守り、共助の精神に基づき、安全で安心な避難生活を行う。

(施設管理者の責務)

第4条 施設管理者は、避難所を開設する必要がある場合、避難所担当職員及び運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

(避難所職員)

第5条 市担当職員は、避難所を開設し、運営委員会及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、市災害対策本部との連絡調整を行い、円滑な避難所運営を推進する。

(運営委員会の活動)

第6条 運営委員会の活動は、主に次の事項とする。

- (1) 平時の活動
 - ① 運営委員会の組織・運営に関すること。
 - ② さんぶの森避難所運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改訂に関すること。

- ③ 避難所に備蓄されている物品の把握に関する事。
- ④ 山武地区内の区・自治会及び自主防災組織の連携に関する事。
- ⑤ 避難所開設・運営等の訓練の実施に関する事。
- ⑥ その他、運営委員会の目的達成に関し必要な事項に関する事。

(2) 災害時

- ① マニュアルに基づく避難所の開設・運営に関する事。
- ② 地区の拠点としての活動に関する事。
- ③ その他、避難所運営及び避難に関し必要な事項に関する事。

(役員)

第7条 委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 班長 3人

2 前項に掲げる役員は第2条第1項1号に定める者のうちから互選する。

(役員職務)

第8条 委員長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。なお、委員長はあらかじめ職務を代行する副委員長を指名しておくものとする。

3 班長は、第10条で定める運営班のリーダーとして、班を統括する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の役員が任期の期間中において、辞任した場合等には、後任の役員を選任するものとする。なお、後任の任期は前任者の残任期とする。

(運営班設置)

第10条 運営委員会は、避難所の具体的な業務を遂行するため、次に掲げる運営班を置く。

- (1) 本部班
- (2) 物資班
- (3) 施設班
- (4) その他、運営委員会が必要と認める班（災害時の状況により判断）

2 各運営班は、班長及び第2条第1項1号の者で役員以外の者をもって班員とし、構成する。

(本部班業務)

第11条 本部班は、主として山武市災害対策本部との連絡調整事項の整理、避難所の管理・運営全般に関する事項、報道機関対応への協力及び避難者の総合的な相談窓口の設置、その他、他の班の業務に属さないことを行う。

- (1) 避難所開設情報の委員への伝達・招集

- (2) 避難所開設の統制
 - (3) 受付、避難者名簿の作成、避難スペースへの案内
 - (4) 各班の運営に関する統制・調整
 - (5) 避難所運営会議の開催
 - ア 問題点の把握
 - イ ニーズの把握
 - ウ 災害対策本部に関する要望の提出
 - (6) 復旧・復興関連情報の避難者への周知
 - (7) 避難者の健康管理、避難所の衛生管理
 - (8) 食料の配分及び給食炊き出しの実施・要望
 - (9) ボランティアの要請・受け入れ・運用
 - (10) 防犯対策、避難所の秩序維持
 - (11) 要配慮者及びペット対応
- 2 本部班は、委員会の事務局を務める。

(物資班の業務)

第12条 さんぶの森中央会館の物資の調達、受入れ、管理、配布に関するを行う。

- 2 他の避難所に物資を配分する。

(施設班の業務)

第13条 避難者の使用する施設（スペース）について施設管理者と調整を行い、避難者の使用統制を行う。

- (1) 避難スペース（個人使用スペース）の区分及び標示
- (2) 施設の使用区分の決定・標示
- (3) 施設の使用環境の維持（修繕の実施・要請）
- (4) し尿処理及びゴミの集積・回収、清掃の統制

(会議の開催)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前と午後に定例会議を開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第15条 会議は、第7条に掲げる役員及び第2条（第1号を除く。）に掲げる者の代表者が出席する。ただし、会議参加者が多い時には、互選により会議への出席者を選ぶことができるものとする。

(避難所の開設及び閉鎖)

第16条 避難所の開設及び閉鎖は、市災害対策本部の指示によるものとする。

- 2 避難所を開設するときは、委員長が役員及び班員を招集し、活動を開始する。
- 3 避難所を閉鎖するときは、施設管理者、避難所担当職員及び避難者と協力し、施設を復旧させた後、活動を停止する。

(経費)

第 17 条 運営委員会の平常時の運営に関する経費は、山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付要綱による。

(補則)

第 18 条 この規約にない事項及び規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度、運営委員会で協議して決定するものとする。

附 則 (改訂履歴)

この規約は、令和 7 (2025) 年 4 月 19 日から施行する。(Rev. A)